

最近発生した主な会計事務処理過誤（令和3年度～令和4年9月）

発生時期	事案概要
1 2018年12月	債務承認書を紛失した（報告は2021年）。
2 2021年3月	庁舎移転に伴って輸送対象とした物品につき、事前に移転対象物品リストと現物の確認作業を実施しておらず、車両積込みの際も確認しなかった結果（搬出先を示すラベルシールの貼付がされたかどうか不明）で、亡失した。
3 2021年6月	国庫金振替送金を保管金事務処理システム上「当座納付」として誤って受け入れてしまつたため、当座預金受払日計表の繰越高欄の金額がマイナスとなつたことから、日銀の政府小切手を払い出して当座預金口座に振り替えた。この際、書面で払出決議していない。
4 2021年7月	債務者に対して、誤った納付方法（収入印紙）を教示したことから、収入印紙が貼付された印紙納付書が送付されたが、納付手続の事務処理が行わなかつた。さらに、送付された収入印紙を自身の執務机の引出しにおいて継続して保管していた。
5 2021年7月	過年度承認前に赴任旅費を支払つた。
6 2021年11月	当座預金口座から保管金口座に適切に払込をおこなつていなかつたため、保管金口座残高不足により払渡しができなかつた。
7 2021年12月	調停委員手当の支出負担行為即支出決定決議登録を行う際、債主コードを誤って登録した。
8 2022年3月	総務課から送付を受けた基準給与簿データを誤って削除したため、各種委員手当支給に必要な支出負担行為決議及び支出決定決議の発議を失念した。
9 2022年3月	謝金の算出の基礎としている単価の適用を誤つたことにより、謝金の過少支給又は過大支給を行つた。

最近発生した主な会計事務処理過誤（令和3年度～令和4年9月）

発生時期	事案概要
10 2022年4月	年初契約において、支出負担行為決議未了であるにもかかわらず、契約書に支出負担行為担当官の押印をして相手方に郵送した。
11 2022年4月	保管金のペイジー払いを行った際に、払込金額を誤った。
12 2022年7月	保管金のペイジー払いを行った際に、払込金額を多額に誤ったため、日銀口座から当座口座に払込過ぎ分を振り替えたが、その後に実際の処理と異なる処理（多額の振込をしなかったことになる金額）を訂正入力した。
13 2022年7月	支部の歳入歳出外現金出納官吏代理が電子納付による保管金の納付を誤って当座預金の受け入れとして保管金事務処理システムの当座預金出納簿登記したが、銀行の当座預金残高と照合することなく、当座預金受払日計表等の帳簿の額と当座預金口座の銀行の残額の齟齬が生じたままとなっていた。
14 2022年8月	保管金のペイジー払いを行った際に、払込元の口座を誤った。
15 2022年8月	保管金のペイジー払いを行った際に、払込元の口座を誤った。
16 2022年9月	人給システムで作成したデータをADAMS IIに取り込むためのツール（自作に係るエクセルファイル）にデータを落とし込むに当たり編集ツールに必要な事前入力作業を怠ったため、調停委員手当の支給が一部漏れた。
17 2022年9月	切手及び収入印紙購入代金の支払いを後回しにしたことで遅延損害金が発生した。